

2025 年 5 月 30 日

(政党名) 御中

日本アーカイブズ学会
会長 保坂 裕興
(学習院大学教授)

政党及び立法府の文書管理に関するアンケートご協力をお願い

謹啓 貴党におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

私たち日本アーカイブズ学会は、日本および世界のアーカイブズ（持続的な価値を持つため保存される歴史的記録または重要記録、※1）に関する理論と技法を研究・実践するため、2004年に創設した全国学会です。結成以来、アーカイブズに関する研究を進めるだけでなく、日本におけるアーカイブズ制度の拡充に向けた提言（※2）も行ってきました。

本会では去る2月に「立法資料の現状と課題」と題し研究集会を開催し、立法府資料の保存・管理に関する研究に着手しましたが、その全容を把握し、改善の糸口を探るためには、それらの資料を作成・使用・管理する国会議員や政党の取組み状況や考え方も調査・研究する必要があることが課題の1つとして浮かび上がりました。とりわけ、議会制民主政治を支える政党における文書については、その存在や管理方法等に不明な点が多く、研究の進展と管理のあり方の検討に障壁となってきたと考えます。

このため本会では、政党における文書管理について、アンケートによる実態調査を行い、現状を把握するとともに、立法府（国会）の公文書管理のあり方等について科学的かつ現実的に研究を進めたいと考えています。

ついては、公務ご多用のところ大変恐縮ですが、アンケート調査へのご協力をよろしくお願い申し上げる次第です。

なお、これらについては情報源となるものが非常に少ない現状があるため、ご対応いただきました結果は、政党名とともに回答の有無及び内容を本会ウェブサイトにて公開させていただきます。また、これについての研究結果は2026年4月に予定している本会大会の中の企画研究会にて発表させていただく予定です。よろしくご了承くださいますようお願い申し上げます。

貴党のますますのご栄進を祈念して、搁筆させていただきます。

謹白

問い合わせ先

日本アーカイブズ学会事務局

〒105-0004 東京都港区新橋 1-5-5 国際善隣会館 5 階

公式ウェブサイト <http://www.jsas.info/>

E-mail : office@jsas.info

〔補足説明〕

公文書等の管理に関する法律（公文書管理法、平成 21 年法律第 66 号）附則第 13 条 2 項では、「国会及び裁判所の文書の管理の在り方については、この法律の趣旨、国会及び裁判所の地位及び権能等を踏まえ、検討が行われるものとする。」とされています。それにもかかわらず、立法府（国会）における文書管理の法的・制度的な位置付けや実施方法等は、未だ曖昧なままです。

そこで、私たちは現在、立法府における公文書管理について調査を進めていますが、そのなかで、立法府だけでなく、立法府の中核を担う会派の前提にある政党における文書管理の現状について把握することが重要であるという見解に至りました。

ご参考までに海外の事例を挙げますと、イギリスでは保守党・労働党の二大政党が文書館を設置しています。イギリスでも政党は「私的団体」ですが、両党は行政・立法文書に準ずる形で党の重要な資料を保存・公開しています。他方、ドイツでは一定の公的任務を担う法人は、文書が歴史研究及び国民の文書利用権に係わるものである限りにおいて、自ら保存・管理する義務があります。よって、キリスト教民主・社会同盟や社会民主党はじめ主要政党は政党系財団を通じて文書館を設立し、所蔵資料を保存・公開しています。

こうした海外諸国における政党文書の動向も踏まえ、政党助成法に基づく政党交付金を受ける要件を満たしている日本の国政政党にアンケートを実施する次第です。

※1 アーカイブズとは、個人または組織がその活動のなかで、作成・受領・使用及び保管する記録のうち、何らかの持続的な価値を持つために、自らもしくはその後継者によって永続して保存される記録のまとまりそのものを指すとともに、その記録を将来のために保存・公開する機関を指す語です。

※2 本会が 2015 年に関係学会等とともに、内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣、衆参両院議長、最高裁判所長官、各党党首等に提出した「「公文書等の管理に関する法律」施行後 5 年見直しに関する共同提言書」などを指します。